

2022年7月29日

〒110-8546
東京都台東区上野1丁目15番3号
株式会社ナガホリ取締役会 御中

マイルストーンマネジメント株式会社
代理人弁護士 大下良仁



〒105-0001
東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
郵政福祉琴平ビル3階
弁護士法人琴平総合法律事務所
電話 03-6457-9175
FAX 03-6457-9176

通知書

前略 当職は、マイルストーンマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社に対して以下のとおり通知いたします。

なお、本書面の定義は、特に注記しない限りは、貴社のリリースによる定義に従うものといたします。

貴社は、2022年4月22日、「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」と題するリリースをし、貴社株式の大規模買付行為等（定義は、上記リリースⅢ2(2)）への対応策（本対応方針）を導入することを公表され、貴社の第61期定時株主総会（2022年6月29日開催）においても、本対応方針は承認されました。

本対応方針においては、大規模買付者（定義は、上記リリースⅢ2(2)）に対して、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書（定義は、上記リリースⅢ2(3)①）を貴社取締役会宛に書面にて提出することを求めています。

今般、当社は、貴社株式について大規模買付行為等を実施することを決定しましたので、貴社取締役会に対し、本対応方針に従って、別紙のとおり、大規模買付行為等趣旨説明書を提出いたします。

今後、本件に関する一切のご連絡は当職宛にくださいますよう、お願いいたします。

草々

2022年7月29日

大規模買付行為等趣旨説明書

マイルストーンマネジメント株式会社
代表取締役 島崎紀子



- (注1) 本書中の「当社」とは、マイルストーンマネジメント株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社ナガホリを指し、「対象者株式」とは、対象者の普通株式を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の大規模買付行為等の開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書中の日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

第1【大規模買付行為等趣旨説明書の要項】

1【対象者名】

株式会社ナガホリ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本大規模買付行為等の概要

対象者は、2022年4月22日、「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」と題するリリース（以下「本件リリース」といいます。）をし、対象者株式の大規模買付行為等（定義は、本件リリースⅢ2(2)への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを公表され、対象者の第61期定時株主総会（2022年6月29日開催）においても、本対応方針は承認されました。

本対応方針においては、大規模買付者（定義は、本件リリースⅢ2(2)に対して、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書（定義は、本件リリースⅢ2(3)①）を対象者取締役会宛に書面にて提出することを求めています。

当社は、2022年5月11日に設立され、本書提出日現在、当社の代表取締役である島崎紀子が発行済株式の全部を所有する株式会社です。当社は、対象者を持分法適用会社とするため、株式取得後の当社における所有割合が20.00%を超える水準を念頭に置きつつ、引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることを踏まえ、最大で3,833,800株(所有割合:25%)の対象者株式を市場において取得すること(本大規模買付行為等)にしました。

(注) 所有割合とは、対象者が2022年6月29日に提出した第61期有価証券報告書に記載された、2022年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(16,773,376株)から、同有価証券報告書に記載された2022年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(1,437,800株)を控除した株式数(15,335,576株)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下の所有割合の記載において同じです。

(2) 本大規模買付行為等の実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本大規模買付行為等後の経営方針

① 本大規模買付行為等の背景、目的及び意思決定の過程

対象者グループは本書提出日現在、対象者及びその連結子会社5社により構成されており、宝飾品の製造販売を主たる事業にしており、宝飾品を通じて、人類の高い文化生活に貢献するために、広く世界に市場を求め、人間性豊かな理想の会社を築き、永遠の繁栄をはかることを経営理念としているとのことです。他方、対象者グループの経済環境として、ジュエリー業界においても、新型コロナウイルス感染症の再拡大による外出自粛による影響を受けたのち、営業活動が回復に向かってはいるものの、年明け以降、集客減や催事延期など新型コロナウイルス感染症の影響がみられる状況が続き、インフレ圧力やウクライナ情勢など、未だ先行き不透明な状況となっているとのことです。

このような事業環境の下、対象者の業績は第61期(令和4年3月期)では4期ぶりに経常黒字となりました。しかし、上場同業他社である株式会社ヨンドシーホールディングス及びフェスタリアホールディングス株式会社に比べると回復は見劣る状況となっております。また、第60期(令和3年3月期)及び第61期(令和4年3月期)の連結損益計算書では、それぞれ特別損失における貸倒引当金繰入額が、54,311千円、ゼロ円ですが、個別の損益計算書ではそれぞれ222,880千円、26,300千円を計上しております。当状況から鑑みるに子会社に対する貸付金について貸倒懸念があるものと考えております。このように、グループ会社に対する貸付金への貸倒引当金が増加しており、対象者のガバナンスには問題があるものと考えております。

特筆すべき事項として、対象者の主たる事業は一般消費者への宝飾品の販売であり、販売ターゲットは主に女性であり、かつ販売スタッフも女性が多数であるにもかかわらず、対象者の役員には女性がおられません。女性の活躍を推進することは企業の社会的責務であり、令和4年4月より女性活躍推進法が改正されるなど、女性の登用促進に対する社会的関心は日々高まっています。このような社会情勢において、対象者の役員に女性がいないう状況は、企業のブランドイメージを損なうものと考えております。なお、上記上場同業他社は、社外役員に女性役員を登用しております。

当社は、対象者につき、置かれている厳しい市場環境と、そのような市場環境に対処する施策を推進するための人材や経営ノウハウといった経営リソースが十分ではなく、その要因として、特に女性登用に積極的ではない経営姿勢のために、女性ならではの視点・能力を経営に十分に活用できていない、という課題を認識いたしました。

そこで、当社は、対象者のガバナンス強化・経営面における女性の積極的登用、具体的には対象者

の女性従業員の中から、役員・管理職に登用するのにふさわしい人材を選定し、積極的に発掘・登用することを提案する方針であり、これによって、女性ならではの視点・能力を積極的に経営に活用させることで、対象者のブランドイメージの向上、ひいては対象者の企業価値の向上に資するものと確信しております。

②本大規模買付行為等後の方針

本大規模買付行為等後、対象者は当社の持分法適用会社となりますが、当社は、現状の対象者の経営の自主性を尊重しつつ、企業価値向上に関する取り組みを引き続き行っていきたいと考えております。

なお、当社は、本大規模買付行為後、女性である当社代表取締役島崎紀子を対象者役員として提案し、対象者役員に就任した暁には、女性の積極的な登用及びその他合理的な経営のための方策を提案していく所存です。

女性の積極的な登用以外の方針につきましては、対象者の上場会社としての自主的な経営の尊重という観点を踏まえ、慎重に検討した上で、本大規模買付行為等後、速やかに対象者と協議することを予定しています。

また、本大規模買付行為等成立後の対象者の従業員の待遇については、特に、対象者の主たる事業を担う女性従業員の待遇向上を提案することを予定しております。

(3) 当社と対象者の株主との間における本大規模買付行為等への応募に係る重要な事項

該当事項はありません。

(4) 本大規模買付価格の公正性を担保するための措置

該当事項はありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、スタンダード市場において上場しておりますが、本大規模買付行為等は対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本大規模買付行為等後の当社及び特別関係者の対象者株式の所有株式数合計は、最大で 3,833,800 株(所有割合：25%)にとどまる予定です。したがって、本大規模買付行為等後も、対象者株式は、引き続きスタンダード市場における上場が維持される予定です。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	38,338
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
当社の所有株券等に係る議決権の数(2022年7月31日現在)(個)(d)	—

dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2022年7月31日現在)(個)(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2022年3月31日現在)(個)(j)	153,300
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	25%
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	25%

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本大規模買付行為等における買付予定数(3,833,800株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2022年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者第61期有価証券報告書に記載の2022年3月31日現在の対象者の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同有価証券報告書に記載された2022年3月31日現在の対象者株式の発行済普通株式数(16,773,376株)から同有価証券報告書に記載された2022年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(1,437,800株)及び単元未満株式数(5,576株)を控除した株式数(15,330,000株)に係る議決権の数153,300個を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除方法】

該当事項はありません。

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付想定代金(円)(a)	3,067,040,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
その他(c)	—
合計(a)+(b)+(c)	3,067,040,000

(注1) 「買付想定代金(円)(a)」欄は、本大規模買付行為等における買付予定数(3,833,800株)

に、普通株式1株当たりの取得想定価格「800円」を乗じた金額を記載しております。なお、取得想定価格は、直近時期の株価推移を踏まえての価格であり、実際の取得時の株価によって取得数は変動します。

(注2) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
普通預金	100,000
計 (a)	100,000

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
		計		—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
	計		—

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額 (千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
		計 (b)		—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
サービス業	KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD.	買付等に要する資金の借入（注） 弁済期（未定） 金利（未定） 担保（未定）	3,000,000
—	—	—	—
	計（c）		3,000,000

（注）当社は、資金金額の引受けによる融資の裏付けとして、KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. から、当社に対して3,000,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2022年7月28日付で取得しております。KUAMG HYM SINGAPORE PTE. LTD. は、2013年5月に設立された、コンサルタント等を業とするシンガポール法人です。

融資証明書につきましては、本対応方針において定められております。対象者の情報提供の求め（本件リリースⅢ②③④）。対象者から当社に対して本書提出後5営業日以内に、具体的な情報提供の求めがあるものと思われまます。）に応じて提出する予定です。

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計（d）	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,100,000千円（(a)+(b)+(c)+(d)）

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と当社との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

該当事項はありません。

11【その他買付け等の条件及び方法】

該当事項はありません。

第2【当社の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	沿革
2022年5月	商号を株式会社マイルストーンマネジメント、東京都板橋区南常盤台一丁目11番6号、資本金を100万円として、投資業等を主な目的として、島崎紀子が設立。代表取締役役に島崎紀子が就任。

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とします。

- 1 投資業
- 2 不動産の取得、保有及び処分
- 3 不動産の賃貸及び管理
- 4 経営コンサルタント業
- 5 前各号に附帯又は関連する一切の事業

事業の内容

当社は、対象者の株券等を取得及び所有することを主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2022年7月29日現在

資本金の額	発行済株式の総数
1,000,000円	20株

④【大株主】

2022年7月29日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
島崎紀子	埼玉県川口市	20	100.00
計	—	20	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2022年7月29日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	-	島崎紀子	1981年5月9日		20
計					20

(2)【経理の状況】

当社は、2022年5月に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3)【継続開示会社たる当社に関する事項】

①【当社が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項はありません。

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【当社及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【当社及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2022年7月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	—(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券	—	—	—
株券等預託証券	—	—	—
合計	—	—	—
所有株券等の合計数	—	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【当社による株券等の所有状況】

(2022年7月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【当社と対象者との取引等】

1【当社と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は 認可金融商品取引業協 会名	東京証券取引所スタンダード市場						
	2022年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価（円）	240	247	561	630	1,100	937	1,040
最低株価（円）	190	191	222	480	552	743	731

（注1）2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の再編により、2022年4月1日までは東京証券取引所ジャスダック市場における株価になります。

（注2）2022年7月については、同月29日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単元）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2)【大株主及び役員所有株式の数】

①【大株主】

2022年4月19日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式除く）の総数に対する所有株式数の割合（%）
リ・ジェネレーション株式会社	東京都港区	1,670	10.89
布山 高士	東京都港区	1,508	9.84
有限会社エムエフ長堀	東京都台東区	1,180	7.69
長堀クリエイト株式会社	東京都文京区	800	5.22
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	766	5.00
第一生命保険株式会社	東京都千代田区	704	4.59
長堀 守弘	東京都台東区	573	3.74
長堀 慶太	東京都文京区	525	3.43
吉田 恵美	東京都港区	500	3.26
山内 裕美	東京都世田谷区	460	3.00
計		8,687	56.65

②【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式除く)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月26日 関東財務局長に提出

事業年度 第60期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

2021年6月25日 関東財務局長に提出

事業年度 第61期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

2022年6月29日 関東財務局長に提出

②【臨時報告書】

臨時報告書(2022年6月29日開催の株主総会決議事項)

2022年7月1日 関東財務局に提出

臨時報告書(主要株主の異動)

2022年4月19日 関東財務局に提出

③【訂正確認書】

訂正確認書(上記(1)①事業年度 第59期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日))

2020年7月7日 関東財務局に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ナガホリ

(東京都台東区上野一丁目15番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

該当事項はありません。